

特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請を希望される皆様へ

1. 申請に必要な書類について

- ・競争参加資格審査申請書（特定建設工事）
- ・□□工事○○・△△特定建設工事共同企業体協定書 写し 1部
- ・施工実績を記載した書類（別記様式2、別記様式3－1－1及び別記様式3－1－2）
- ・委任状（本社（店）以外を代表者、構成員とする場合のみ）

2. 特定建設工事共同企業体の名称について

特定建設工事共同企業体の名称は

「□□工事○○・△△特定建設工事共同企業体」

（□□：工事名 ○○・△△：代表者・構成員のそれぞれの名称）としてください。

※株式会社等の法人の形態表記は省略して下さい。

3. その他

上記の外、申請の方法等の詳細については、「競争参加者の資格に関する公示」を参照願います。

委任状（例）

年 間 委 任 状				
受任者				
住 所				
氏 名				
使 用 印	印			
私は上記の者を代理人と定め				
発注の工事について次の権限を委任します。				
委任期間	令和	年	月	日から
	令和	年	月	日まで
委任事項（例）				
1. 入札及び見積について				
1. 契約締結について				
1.				
<u>1. 共同企業体の結成および結成後の共同企業体に関する上記各項に定める行為について</u>				
令和	年	月	日	
		委任者	住 所	
			商号又は名称	
			代表者氏名	印
支出負担行為担当官				
北陸地方整備局長 殿				

提出日

北陸地方整備局長 殿

代表者氏名

- ※押印省略可能です

1. 公示5（2）①に定める特定建設工事共同企業体協定書の写し
2. 公示5（2）②に定める施工実績を記載した書類

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 北陸地方整備局発注に係る ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

名称には株式会社等の法人の形態
表記は省略して下さい。

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○○○○○○○○○○○○○○○工事○○・○○特定建設
工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

当該JVの結成日（申請日以前もしくは申請日）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の
履行後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

代表者以下構成員を列記して下さい。
（競争参加資格審査申請書と記載が
一致すること）

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

代表者の商号又は名称を記載

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその
権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する
権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業
体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

銀行名を記載

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、

各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表者

全構成員数 - 1

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

全構成員数

当協定書の締結日
(通常、第 4 条の当
JV の結成日)

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

協定書は、全構成員で締結して下さい。